

安全で美味しい島根の県産品認証制度認証マーク使用規程

第1 目的

安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第12条に規定する認証マークの使用に関して必要な事項を定める。

第2 使用の範囲

認証マークは次のいずれかの者が使用できるものとする。

- (1) 安全で美味しい島根の県産品認証取得者（以下「認証取得者」という。）
 - (2) 認証された農林水産物（以下「認証農林水産物」という。）が原材料中重量比50%を超える加工品のうち、別添1「加工品におけるマーク使用基準」を満たすもの（以下「認証原材料加工品」という）を加工・製造または販売する者（自らが生産する認証農林水産物の加工等を行う認証取得者を含む。以下「加工業者等」という。）
 - (3) 認証農林水産物または認証原材料加工品を販売する流通・小売業者等（以下「流通・小売業者等」という。）
 - (4) その他知事が適当と認める者
- 2 認証マークは次のいずれかにおいて使用できるものとする。（工程認証による認証農林水産物は除く。）
- (1) 認証農林水産物、認証原材料加工品及びその容器包装等に表示する場合。ただし、前項（1）及び（2）に規定する者に限る。
 - (2) 認証農林水産物または認証原材料加工品のPR用資材等に表示する場合
 - (3) 前項に規定する者の事業所または施設等において掲示する場合
 - (4) 前項に規定する者のホームページ等に表示する場合
 - (5) その他知事が適当であると認める場合
- 3 認証取得者が、自らが生産する認証農林水産物を小分け業者・小売業者（以下「小分け業者等」という。）に小分けさせ、その商品に直接認証マークを使用させる場合には、小分け業者等と次の項目について確認するものとする。
- (1) 小分け業者等が小分けを行う全ての場所
 - (2) 認証農林水産物と他の商品を区別し、安全性を確保して小分け・販売できる体制であること
 - (3) 小分け販売時のトレーサビリティ体制が確認できること
 - (4) 第4に規定する規格による表示を行うこと
 - (5) 知事がマーク使用状況の確認を求めたときには、小分け業者等がその求めに応じること

第3 使用の管理

認証取得者及び加工業者等は、認証マークを使用するにあたっては、流通・小売業者等と連携を図り、認証取得の情報が消費者等に正確に伝達されるよう、適切な管理を行うものとする。

- 2 小分け業者等に認証マークを使用させる認証取得者は、適切なマーク使用が行われるよう小分け業者等に確認を行うとともに、小分け販売時に違反表示がなされたときは、小分け業者等に確認のうえ、知事へ報告をしなければならない。
- 3 流通・小売業者等は、認証農林水産物または認証原材料加工品を販売する施設等において、認証マークを掲示するにあたり、認証取得に関する情報が消費者等に正確に伝達されるよう適切に掲示し、その管理を行わなければならない。

第4 認証マークの規格・表示

認証マークの規格は、別添2「安全で美味しい島根の県産品認証マーク清刷」のとおりとし、第2に定める認証マークを使用できる者はその表示に努めるものとする。

- 2 認証マークを認証農林水産物または認証原材料加工品に表示する場合は、認証農林水産物が要件に適合した生産管理体制下において生産された旨を明記しなければならない。

第5 使用料

認証マーク及び第6の規定による認証シールの使用料は当面无償とする。

第6 使用の申請・届出

認証取得者が、認証農林水産物に認証マークの使用を希望するときは、認証マークの使用及び認証シールの交付について、様式第1号により申請するものとする。

- 2 加工業者等が、認証原材料加工品に認証マークの使用を希望するときは、認証マークの使用について、様式第2号及び第3号により申請するものとする。
- 3 流通・小売業者等及びその他知事が適当と認める者が認証マークの使用を希望するときは、認証マークの使用について、様式第4号により申請するものとする。
- 4 認証取得者が、小分け業者等において、認証農林水産物に直接認証マークを表示させようとするときは、様式第1号及び様式第5号により届け出るものとする。
- 5 認証マークのデータ交付を受ける者は、1から3に定める使用申請書とあわせて使用デザイン案を提出するものとする
- 6 1から4に定める申請書及び届出は、マークを必要とする原則1ヵ月前（認証シールは2週間前）までに島根県農林水産部産地支援課に提出するものとする。
- 7 デザインまたは使用方法を変更する場合についても、前項に準じて再度申請しなければならない。

第7 使用の報告

第6の規定により交付申請を行い、認証シールの交付を受けた認証取得者は、要綱第15条の規定による実績報告において、認証シール使用実績を報告するものとする。

- 2 第6の規定により使用申請を行い、認証マークの使用を認められた加工業者等は、毎年1月から12月までの認証農林水産物の入荷状況等の実績について、翌年1月末までに様式第6号により、農林水産部長に報告するものとする。
- 3 1及び2に定める報告書は、島根県農林水産部産地支援課に提出するものとする。

第8 使用状況の調査

知事は、認証マークの使用状況を確認する必要があると認めるときは、認証取得者、加工業者等または小分け業者等における、認証農林水産物または認証原材料加工品の出荷等の状況について、調査を行うことができるものとする。

第9 使用の中止

知事は、要綱第16条に規定する監査及び第8に規定する調査等において、認証マークの使用が適切でないと認めるときは、要綱第17条の規定により、認証の一時停止及び取り消しを行うことができるものとする。

- 2 前項の規定により、認証の一時停止または取り消しを受けた認証取得者は通知日より認証マークの使用を中止するとともに、必要に応じて小分け業者等または出荷先等へ情報提供を行わなければならない。その結果、余剰が生じた認証マークは責任を持って管理しなければならない。なお、認証の取り消しを受けた認証取得者のうち、第6の規定により認証シールの交付を受けたものについては、認証シールの残余枚数を速やかに返納しなければならない。
- 3 認証の有効期間を満了した認証取得者及び認証農林水産物の栽培中止等により認証マークに余剰が生じた認証取得者についても、前項の規定に準ずるものとする。
- 4 第8の規定による調査等において、不適正な行為が認められたときは、知事は加工業者等及び小分け業者等に認証マークの使用を中止させることができる。
- 5 前項の規定により、認証マークの使用の中止となった加工業者等及び小分け業者等

は速やかに認証マークの使用を中止し、その結果、余剰が生じた認証マークは責任を持って管理しなければならない。

第10 帳簿の保存

加工業者等は、認証原材料加工品の製造出荷や、その原材料となる認証農林水産物の入荷等に係る帳簿、記録等について、加工品の製造出荷や原材料の入荷等を行った年の翌年から3年間保存するものとする。

第11 事故等の対応

認証原材料加工品について、製造出荷、流通又は販売の過程において、品質等に関する事故等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、加工業者等がその責任を負うものとする。

2 事故等が発生した場合、加工業者等は誠意をもって必要な措置を講じるものとする。

附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成22年8月6日から施行する。

附 則 この改正は、平成26年8月19日から施行する。

附 則 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

認証マーク使用申請書 (認証取得者用)

年 月 日

島根県農林水産部長 様

申請者

住所又は所在地	〒 -
氏名又は名称	

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

安全で美味しい島根の県産品認証制度認証マーク使用規程第6の規定により、下記のとおり、認証マークの使用等について申請します。

記

1 基本情報							
認証マークを使用する 認証農林水産物	〔*米の場合は玄米又は精米の区分まで、茶の場合は荒茶・仕上げ茶の区分まで記入する〕						
認証マークの送付先 (住所又はメールアドレス)							
2 使用する認証マーク							
データ交付希望 (該当するものに ☑または○) ※デザインは別添2参照	<input type="checkbox"/> 認証マーク		デザイン ①・②・③・④・⑤・⑥				
	<input type="checkbox"/> しまねっこコラボ認証マーク		デザイン ⑦・⑧・⑨				
	交付媒体		<input type="checkbox"/> 電子メール		<input type="checkbox"/> その他 ()		
	データ様式		<input type="checkbox"/> JPEG		<input type="checkbox"/> Illustrator (ai)		
シール交付希望 (該当欄に記入) ※1回あたり 上限20,000枚 ※デザインは別添2参照	認証マーク		しまねっこコラボ認証マーク				
		①(白)	②(金)		⑦(白)	⑧(赤)	⑨(金)
	大 (36mm×54mm)	枚	枚	大 (30mm×35mm)	枚	枚	枚
	小 (20mm×25mm)	枚	枚	小 (25mm×30mm)	枚	枚	枚
交付希望枚数 積算根拠	* 積算の対象期間は1年以内 (例)出荷予定数量(2023年10月から2024年3月) 120,000kg÷小分け単位30kg = 4,000枚						
3 認証マークの使用方法 (該当するものに☑)							
<input type="checkbox"/> 認証産品に直接表示 (容器包装に表示する場合も含む) (出荷形態:)							
<input type="checkbox"/> P R 資材等に直接印刷 (資材等の種類:)							
<input type="checkbox"/> 事業所または施設に掲示 (掲示の形態:)							
<input type="checkbox"/> ホームページ等に表示							
<input type="checkbox"/> その他 (具体的に記載すること:)							

●提出書類 (該当するものに☑)

- ①様式第1号 認証マーク使用申請書
- ②認証マーク使用デザイン案

※①は必須、②はデータ交付時のみ必要

※認証マーク使用デザインや使用方法を変更する場合は、再度申請が必要

認証原材料加工品への認証マーク使用申請書

年 月 日

島根県農林水産部長 様

申請者

住所又は所在地	〒 -
氏名又は名称	
連絡先	TEL
	E-mail

安全で美味しい島根の県産品認証制度認証マーク使用規程第6の規定により、下記のとおり、認証マークの使用等について申請します。

記

1 認証マークを表示したい加工品等について							
原材料となる 認証農林水産物 (入荷計画を添付)	認証番号	産G第 号	産G第 号	産G第 号	産G第 号		
	生産者名						
	認証農林水産物						
加工品の種類(名称等)							
加工品の原材料 (品目及び重量比(%))							
2 使用する認証マーク(該当するものに☑または記入)							
データ交付希望 (該当するものに ☑または○) ※デザインは別添2参照	<input type="checkbox"/> 認証マーク		デザイン ①・②・③・④・⑤・⑥				
	<input type="checkbox"/> しまねっこコラボ認証マーク		デザイン ⑦・⑧・⑨				
	交付媒体	<input type="checkbox"/> 電子メール		<input type="checkbox"/> その他 ()			
	データ様式	<input type="checkbox"/> JPEG		<input type="checkbox"/> Illustrator (ai)			
シール交付希望 (該当欄に記入) ※1回あたり 上限20,000枚 ※デザインは別添2参照	認証マーク			しまねっこコラボ認証マーク			
		①(白)	②(金)		⑦(白)	⑧(赤)	⑨(金)
	大 (36mm×54mm)	枚	枚	大 (30mm×35mm)	枚	枚	枚
	小 (20mm×25mm)	枚	枚	小 (25mm×30mm)	枚	枚	枚
交付希望枚数 積算根拠	* 積算の対象期間は1年以内 (例)出荷予定数量(2023年10月から2024年3月) 120,000kg÷小分け単位30kg = 4,000枚						
認証マークの送付先 (住所又はメールアドレス)							
3 認証マークの使用方法(該当するものに☑)							
<input type="checkbox"/> 認証原材料加工品に直接表示(容器包装に表示する場合も含む)							
<input type="checkbox"/> PR資材等に直接印刷(資材等の種類:)							
<input type="checkbox"/> 事業所または施設に掲示(掲示の形態:)							
<input type="checkbox"/> ホームページ等に表示							
<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載すること:)							

●提出書類 ①～③は必須

 ①様式第2号 認証原材料加工品への認証マーク使用申請書 ②入荷計画書 ③認証マーク使用デザイン案(文言含む)

誓 約 書

年 月 日

島根県農林水産部長 様

申請者

住所又は 所在地	〒 —
氏名又は 名称	

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

安全で美味しい島根の県産品認証マークの使用申請にあたり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 安全で美味しい島根の県産品認証制度マーク使用規程(以下「規程」という。)を遵守し、
認証マークの適正な使用に努めます。
- 2 規程第7に規定する実績報告を遅滞なく提出します。
- 3 規程第8に規定する調査に協力します。
- 4 認証原材料加工品の製造出荷、流通又は販売の過程において、品質等に関する
事故等が発生した場合は、責任をもって対処します。

認証マークの使用申請書 (流通・小売業者等用)

年 月 日

島根県農林水産部長 様

申請者

所属及び氏名	
連絡先	TEL
	E-mail

(法人にあつては、その名称及び担当者の氏名)

安全で美味しい島根の県産品認証制度認証マーク使用規程第6の規定により、下記のとおり、認証マークの使用等について申請します。

記

1 基本情報	
申請種別	<input type="checkbox"/> 新規データ申請 <input type="checkbox"/> デザイン変更 <input type="checkbox"/> 使用方法変更
認証マークの使用目的	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日
認証マークの送付先 (住所又はメールアドレス)	
2 使用する認証マーク (該当するものに☑または○)	
データ交付希望 ※デザインは別添2参照	<input type="checkbox"/> 認証マーク デザイン ①・②・③・④・⑤・⑥
	<input type="checkbox"/> しまねっこコラボ認証マーク デザイン ⑦・⑧・⑨
	交付媒体 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他 ()
	データ様式 <input type="checkbox"/> JPEG <input type="checkbox"/> Illustrator (ai)
交付状況	<input type="checkbox"/> 認証マークデータ交付済み (再申請の場合はこちらに☑)
3 認証マークの使用方法 (該当するものに☑)	
<input type="checkbox"/> P R 資材等に直接印刷 (資材等の種類:)	
<input type="checkbox"/> 事業所または施設に掲示 (掲示の形態:)	
<input type="checkbox"/> ホームページ等に表示	
<input type="checkbox"/> その他 (具体的に記載すること:)	

●提出書類 (該当するものに☑) ①～②は必須

①様式第4号 認証マークの使用申請書 (流通・小売業者等用)

②認証マーク使用デザイン案

※認証マーク使用デザインや使用方法を変更する場合は、再度申請が必要

様式第5号(第6の4関係)

小分け業者等のマーク表示に関する届出

年 月 日

島根県農林水産部長 様

申請者

住所又は所在地	〒 —
氏名又は名称	

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

小分け業者・小売業者において認証産品に認証マークを表示させたく、下記のとおり届け出ます。

記

認証マークを表示させる産品

産 品 名

小分け業者・小売業者

住所又は所在地

氏名又は名称

※代表者又は認証マーク表示に関する責任者を記載する

なお、この届け出にあたり、上記業者とは、別添写しのとおり覚書を交わしております。

(参考様式)

美味しまね認証マーク使用に関わる覚書

[認証取得者名を記載する] (以下「甲」という。)と [小分け業者等名を記載する] (以下「乙」という。)は、安全で美味しい島根の県産品認証制度マーク使用規程(以下「マーク使用規程」という。)を遵守し、以下のとおり覚書を締結する。

記

1. 乙が甲の生産した「美味しまね認証産品」に、美味しまね認証マークを表示する場合は、他の産品と合わせることなく、区別して包装し、販売するものとする。
2. 乙が甲の産品を小分けし、認証マークを表示するのは、以下の店舗とする。
[店舗の住所及び名称を記載する]
3. 美味しまね認証マークを表示して販売する場合は、小分けした包装の表示から、生産者が甲であると特定できるものとする。
4. 美味しまね認証マークの表示方法は、マーク使用規程に基づき、適正な内容であることを甲、乙双方で確認を行うものとする。
5. 島根県が、美味しまね認証マークの表示に関し、乙に確認を求めた場合は、乙はこれに応じるものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 [認証取得者住所・氏名] ⑨
(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

乙 [小分け業者等住所・氏名] ⑨
(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

認証原材料加工品に係る実績報告書

年 月 日

島根県農林水産部長 様

加工業者等

住所又は所在地	〒 -
氏名又は名称	
連絡先(電話)	

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

安全で美味しい島根の県産品認証制度認証マーク使用規程第7の規定により、下記のとおり、報告します。

記

認証番号	産G第 号	産G第 号	産G第 号
認証農林水産物			
加工品の種類(名称等)		製造出荷年	
認証農林水産物入荷数量 (kg等)			
認証農林水産物入荷先 (認証取得者以降の流れを全て記載すること)			
加工品製造出荷数量 (個・kg等)			
加工品の主な出荷先等			
<input type="checkbox"/> 認証原材料加工品への認証マークの使用を中止 (中止時期： 年 月)			
(上記に☑をした場合、以下を記入)			
・ 交付データの再使用の予定： あり (再度使用申請が必要) ・ なし			
・ 認証マークシールの返却状況： 在庫なし ・ 返却済 ・ 未返却 (月返却予定)			

(1) 対象となる加工品

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 認証農林水産物を原材料として、加熱、乾燥、調味、精米、粉引き、塩蔵、混合等加工・製造したものの(精米工程、仕上げ茶工程までの認証範囲の場合を除く。)
- ② 水、食品添加物、調味料(砂糖・醤油・食塩等)等を除く原材料のうち、認証農林水産物が50%以上(重量比。複数の認証農林水産物の合計でも可)のもの
- ③ 認証農林水産物と同じ品目で認証を受けていない原材料を混合使用していないもの(同一品目の混合使用であって、いずれも認証農林水産物の場合は可)

(2) 認証マークの使用要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 認証農林水産物について、生産者以降の流通経路が明らかであること
- ② 認証農林水産物を使った加工作業が、他の加工作業と明確に区別されていること
- ③ 認証農林水産物の仕入量と認証農林水産物を原料とした加工品の製造・販売量が記録されていること
- ④ 加工・製造に関する記録等情報について、県や取引業者、消費者からの求めに応じて開示すること

(3) 認証マークの表記方法

認証マークの表記にあたっては次の事項に留意すること。

- ① 認証を受けている原材料名を明示すること。(単一原材料の場合は、省略可)
- ② 認証農林水産物を原材料としている旨を明示すること。(加工品自体が認証を受けたものであると誤認されないよう表記に留意すること。)
- ③ 認証マークは①②の表記中に表示するか、①②の表記の近くに表示すること。

記載例

<例1>

島根県の「^{おい}美味しまね認証」
を受けた卵を使用しています。



<例3> 干し柿(単一原材料)に張り付ける場合



美味しまね認証を受けた原材料を使用しています。

<例2>



このジャムは、美味しまね認証を受けたいちごを原材料として使っています。

安全で美味しい島根の県産品認証マーク清刷

●認証マーク デザイン一覧

① (シール有)	② (シール有)	③	④
			
⑤	⑥	⑦ (シール有)	
			
⑧ (シール有)		⑨ (シール有)	
			

●認証マーク 指定色

パターン(1) : デザイン①、②、⑦、⑨

- ・マーク M100%+Y100% (特色の場合はDIC2496)
- ・「安全で美味しい島根県GAP認証」 BK100%
- ・枠線 BK100% 線幅0.1mm
- ・枠内 白または金(特色の場合DIC620)



パターン(2) : デザイン③、④、⑧

- ・マーク 白または金(特色の場合DIC620)
- ・「安全で美味しい島根県GAP認証」 白
- ・バック C20%+M100%+Y100% (特色の場合はDIC2485)



パターン(3) : デザイン⑤、⑥

- ・マーク、「安全で美味しい島根県GAP認証」 M100%+Y100% (特色の場合はDIC2496)
- ・枠線 M100%+Y100% 線幅0.1mm
- ・枠内 白または金(特色の場合DIC620)



※便宜上グラデーションで金色を表現しています。

※デザイン②④⑥⑨を認証産品及び認証原材料加工品に直接表示する場合、特色印刷をしてください。

※デザイン⑦、⑧、⑨のしまねっこの色は、(公社)島根県観光連盟が定める「島根県観光キャラクターしまねっこデザインマニュアル」に基づきます。

●マーク表示についての禁止例

文字の位置や、プロポーシオン、縦横比は変えてはいけません。

指定された色以外は使用してはいけません。

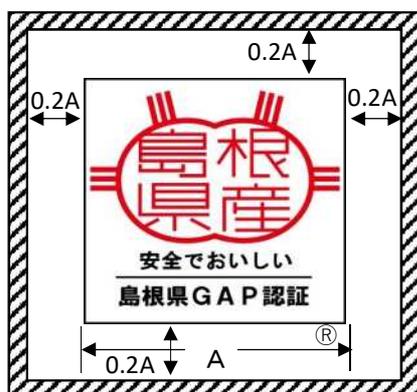


マークは角度をつけて使用してはいけません。水平垂直を守ってください。

「安全でおいしい島根県GAP認証」（又は「安全で美味しい島根県認証」）の文字、登録商標（®）、しまねっこ許諾番号を取り除いて使用してはいけません。



●他の表示との分離スペース



他の表示との分離スペースは、マーク使用サイズの横幅の1/5以上のスペースを上下左右とも空けてください。

●その他使用の際の留意事項

- ◇専用のデータにより、正確に使用してください。
- ◇マークの色については、1ページ目の3パターンとします。
- ◇段ボール、商品説明のチラシ等、白色以外の素材に印刷する場合は、背景や文字の白色を印刷しないことも認めます。ただし、パターン(1)、(2)の枠線は必ず印刷してください。
- ◇原則として白黒表示は禁止します。ただし、レポートや記事など白黒使用の媒体に記載する場合等限り、産地支援課と協議の上、白黒による表示を許可します。
- ◇デザイン⑦⑧⑨使用の際、「しまねっこ」のセリフを入れる場合には、事前に産地支援課に協議・了承を得た上で行ってください。
- ◇マークとともに、要件に適合した生産管理体制下において生産された旨を明記してください。
ex「安全な生産に取り組んでいることを県が認証しています」
「認証を受けた農場で作られたものです」 等
- ◇加工業者等が使用する場合は、認証を受けている原材料を明記し、かつ、マークを「美味しまね認証」と一体的に表記してください。（別添1「加工品におけるマーク使用基準」参照）

(注) 平成30年12月31日以前のマーク（「島根県GAP認証」が「島根県認証」と表記されたマーク）も公式なマークとして使用することができます。